

103 在英留学生入江陳重・岡村輝彦・杉浦重剛他三名学業に

付留学生監督正木退蔵から報告の件回達（抄）

〔明治十二年十一月十日〕

〔朱書〕  
〔報第三百四十八号〕

別冊英国留学生監督年報上申相成候ニ付為御参考及御回送候条  
御入手有之度尤御閱了之上ハ速ニ御返付相成度右申進候也

明治十二年十一月十日 文部省報告課長

東京大学三学部綜理御中

〔欄外注記〕  
明治十一年自七月同十二年六月ニ至ル監督功程別紙之通并留学  
所領ノ証書類添テ差出候間御閱覽被降度此段上申候也

明治十二年八月廿日 留学生監督 正木退蔵

文部大輔 田中不二磨殿

謹テ明治十年七月ヨリ同十二年六月ニ至ル英国貸費留学生学業  
一般ノ景況ヲ開陳シ次ニ其専従ノ学科ニ就テ修業ノ状況ヲ記シ  
終ニ其学業ノ成績願末ヲ詳録シテ加ルニ各生ノ領収シタル卒業  
証書等ヲ付シテ以テ一週年間ノ功程ヲ具上ス

貸費留学生ノ英国ニ在ルヤ皆品行正直ニシテ專業ヲ勉励シ既ニ  
第三年ノ学期ヲ経タリ而シテ其学歩ノ程度ニ於テハ頗ル愉悦ヲ称

スヘシ是蓋法化学工学ノ三科ヲ異ニスルカ故ニ一定理ヲ以テ  
弄ス可ラスト雖到底互相ノ優劣ナリ或ハ大学ヲ卒業シテ学位ヲ  
獲取シ或ハ各種ノ学会院ニ撰入シ或ハ大学校ニ於テ学業勸奨ノ  
臨時試験ニ従事シテ若干金ノ褒賞ヲ得タル等ノ実効ニ付テ視ル  
可シ抑海外ニ留学スルノ壯士ハ各ニ專業ヲ勉勵シテ其真理ニ通  
曉セサル可ラサルハ素ヨリ論ヲ待タスト雖苟モ大学ヲ卒業シ或  
ハ尋常ノ科程ヲ經タル上ハ傍テ大人学士ニ交接シテ其老練ノ議  
論ヲ聴キ識見ヲ学シテ以テ己ノ学識ヲ暢發シ氣力ヲ養成スルヲ  
要ス然ラスンハ恐ラクハ白面ノ書生タルニ過サルノ弊少シトセ  
ズ此故ニ下ニ陳スルカ如ク化学工学生徒ハ化学若クハ工学会院  
ニ撰入ヲ得テ或ハ学事ヲ討論シ或ハ己ガ試験ノ成跡ヲ講読スル  
等益ニ高尚ノ域ニ達セリ而シテ此種ノ学院ニ撰入ノ方法タル大抵  
先達ノ學員五名以上ノ薦挙ヲ得テ後三次会ヲ經テ衆員ノ投票ヲ  
以テ決スル者ナルカ故ニ優等ノ学識ナキ者ハ固ヨリ撰ニ当ル、  
ヲ得ス又本年六月倫敦ミットル、テンブル法学処ニ於テ卒業ノ  
生徒エ法律士ノ位号ヲ付与セシ挙ニ於テ会頭ブラウン氏ハ常例  
ノ演説ヲ終テ後殊更ニ我法学生徒ノ優秀ノ学力ヲ美称セシガ如  
キハ奇罕ノ一事ニシテ実ニ善著ヲ称セサルヲ得ス夫レ如此今日  
我留學生ノ皆特達ノ榮ヲ領セシハ則先年海外留學生改革ノ主意  
ニ背カズ果ソ後來ノ大成ヲ期スヘキ驗証ナリ

## 法 学

法学生徒ハ初ヨリ倫敦法学講習四院ノ内ミッドル、テンブル  
ニ於テ修学セシガ該院ノ毎学年ヲ四期ニ分チ入学ノ生徒ハ第九  
期ヲ經テ卒業試験ニ従事スルヲ得テ合格ノ者ハ第十二期ニ至テ

英国法律士ノ免許ヲ得ルノ規則ニシテ入江陳重向坂兌二名ハ逐  
次試験ニ合格シ本年六月第十二期ニ達シテ各法律士タルノ免状  
ヲ領セリ但岡村輝彦ノ当時疾病事故ニ依テ此試験ヲ終ル能ハサ  
リシハ尤モ憾ト為スト雖來十一月ノ学期ニ於テ卒業スルヲ企  
望ス就中賞スヘキハ客年七月中該院ノ普通法律刑法律部ノ「ス  
コラーシップ試験ニ於テ入江陳重ノ其第一等ニ合格シテ將來倫  
敦ミッドル、テンブル」ノ「スコラーシップ」タルノ榮ヲ有シ  
英金百〇五磅ノ賞金ヲ領セシト也如此法学生徒ハ該院ヲ卒業シ  
タルヲ以テ後來ハ各々特種ノ法学ニ専従ス

## 化 学

化学ハ所謂試験学ノ一ニシテ之レヲ講究スルハ重ニ物質ノ試験  
ヲ主トシテ兼テ物理学ヲ修業スルヲ要ス其試験タル高尚ノ域  
ニ至レハ愈精緻ノ業ニシテ天造ノ至微至細ノ妙秘ヲ索知スル等  
実ニ巨多ノ時日ヲ爰ニ消費セサルヲ得ス又試験ノ方法及發明シ  
タル事理ヲ詳記シテ之ヲ衆學者ト与ニ反覆議論シテ益々其奧義  
ヲ究ルヲ緊要トス曩キニ櫻井錠二杉浦重剛二名共ニ倫敦化学  
会院ニ入ルヲ望シテ此種ノ紙類若干ヲ製シテ其學員ニ托シテ  
該院ニ送致シテ以テ各々学力ヲ表セシガ漸次当撰ヲ得テ該學員  
ニ列スルヲ得タリ特ニ櫻井錠二ハ倫敦ユニバシチーコーレ  
ジ校ノ織物会社エキシビジョン」ト称スル化学物理学合併ノ臨  
時試験ニ於テ第一等ニ合格シ毎年英金五十磅ノ賞金ヲ二ヶ年間  
領受スルノ名聞ヲ表セリ

## 工 学

工学生徒ハ客年五月グラスゴー大学ニ於テ工学得業士ノ免状ヲ

領セシヨリ此ヲ退出シテ増田禮作ハ同年八月ヨリ蘇国エジンバ

ラ府ブライス、アンニンハム氏ノ土木工業社ニ入り谷口直貞ハ

英国ケント州エリス名<sup>(イ)</sup>「イーストン、アンダーソン氏ノ器械

工業社ニ入り各々実地ノ業ニ従事シ在リシガ十一月再ヒグラス

ゴー大学ニ帰校シ試験ニ及第シテ理学得業士ノ学位ヲ領シ終身

該大学ノ公議員タルノ允准ヲ得テ再来又実地研業ニ専従セリ而

シテ増田禮作ハ本年一月ノ頃ヨリ在留ノ会社ヨリ尤モ緊要ナル

画策ノ事業ヲ以テ信託スルニ至レリ又本年六月中倫敦ニ於テ万

国農事展観会ノ举行ニ際シテ谷口直貞ハ耕作器械類審査官補佐

ノ撰任ニ遇ヘリ蓋皆学業ヲ卒テ実験ニ専従シテ好結果ヲ奏スル

カ故ニ必ス他日ノ大成ヲ期スヘキモノ也

法学生徒 入江陳重

倫敦法学講習四院ノ内ミットルテンブル在学

明治十一年七月普通法律刑法律部ノ「スコラーシップ試験ニ於

テ第一等ニ合格シ英金百〇五磅ノ褒賞ヲ得テ将来該院ノ「スコ

ラーシップ士タルノ允准獲収

明治十一年十一月羅馬民法ノ試験ニ合格

明治十二年一月動不動産法及公正法ノ試験ヲ経テ同六月英国法

律士ノ免状獲収

法学生徒 向坂 兌

倫敦法学講習四院ノ内ミットルテンブル在学

明治十一年十一月羅馬民法ノ試験ニ合格

明治十二年六月動不動産法及公正法ノ試験ヲ経テ英国法律士

ノ免状獲収

法学生徒 岡村輝彦

倫敦法学講習四院ノ内ミットルテンブル在学并法律士アトキン

ス氏ニ従学但疾病事故ニ依テ未タ卒業ヲ得ス

化学学生徒 櫻井錠二

倫敦ユニバシティコーレージ校在学

明治十一年ヨリ同十二年ニ至ル学期中修業ノ科目如左

新考試験

一 ハロゼン<sup>(イ)</sup>ヲ含蓄セル有機物ト醋酸ポッタス<sup>(イ)</sup>ノ間

ニ生スル反応ノ試験

二 ジンキイーサイル<sup>(イ)</sup>ト「インリンブローマイド」及

「ジンキイーサイル」ト「インリンアイラダイド」ノ

間ニ生スル反応ノ試験此分未終

製造化学講議

一 釀酒術

二 磺酸及曹達製造法

三 農事化学

四 玻璃、石鹼、油、石灰ノ製造法

高等物理学講議

熱 音響 視術 磁気 電気

該校医学部第三学期中化学教授ウイレムソン氏ノ倚頼ニ依テ分

析化学教授補所勤

明治十二年六月該校ニ於テ織物会社エキシビジョン<sup>(イ)</sup>ト称スル

化学物理学合併試験ノ第一等ニ合格シ英金五十磅宛ニケ年間領

同六月倫敦化学会院ノ學員ニ撰入

化学生徒 杉浦重剛

倫敦官立鉦山学校ノ理学部在学

明治十一年ヨリ同十二年ニ至ル学期中修業ノ科目如左

新考試験

- 一 ベリウム、パールアイヲデート<sup>(Fr)</sup>ノ成造
- 二 右物体ノ性質ノ研究并アルカラインクロレート<sup>(Fr)</sup>、  
ブローメート<sup>(Fr)</sup>及アイヲデート<sup>(Fr)</sup>ト「ソージウム、  
アマルガム」ノ間ニ生スル及応<sup>(反)</sup>ノ試験
- 三 アマイル、ブローマイド<sup>(Fr)</sup>ト「ソージウム」ノ反応  
ニ依テ「ダイアマイル」ノ成造及其性質ノ研究

物理学講議

分子論 音響 熱 光 電氣 磁氣

明治十一年十二月倫敦化学会院ノ學員ニ撰入

工学生徒 増田禮作

明治十一年八月蘇国エジンバラ府ブライス、アンニンハム氏ノ

土木工業社へ入員爾來実地修業ノ課程如左

絵図 度量 橋梁ノ画案 保壁等ニ係ル事務及鉄道 船入

水道等ニ係ル画案ノ抄写并郊外測量及平坦術ノ実施

同年十一月蘇国グラスゴー大学ニ於テ理学得学士ニ及第

同十二月エジンバラ及リース工学会院ノ學員ニ撰入

工学生徒 谷口直貞

明治十一年九月英国ケント州エリス地イーストン、アンダーソン

氏ノ器械工業社へ入員爾來実地修業ノ課程如左

雛形製造 鉄鍛冶 鼎釜製造

同十一月蘇国グラスゴー大学に於テ理学得業士ニ及第

明治十二年一月倫敦工学会院ノ学生<sup>(員)</sup>ニ撰入

同六月倫敦ニ於テ英国農学社ノ万国農事展覽会ノ耕作器械類審

査官補佐所勤

Chemical Society

Burlington House Piccadilly W.

1878

Sir

I have the honour to inform you, that on the 5th day of  
December you were created a Fellow of the Chemical Society.

I have the honour Dremain

Your obedient Servant

W. H. Perkin

Secretary.

(Liquid)

to Shigetake Sugiura. Esq

当十二月五日足下化学会院ノ學員ニ撰入アリシコトヲ敬報ス

化学会院千八百七十八年 書記ドブルユ、エチ、パーキン

杉浦重剛足下

Certificate

The Council of Legal Education Certify that Nobushige Iriye  
satisfactorily fasted on Examination held at Lincoln's Inn in

the 2nd Term of the Legal year 1878-9.

Dated the 10th day of January 1879.

Spencer H. Walpole Chairman.

James Anderson } Member of the

A. J. Marten } Council

丸印 (Council of Legal Education)

証書

法律学会議員茲ニ入江陳重ノ千八百七十八年ヨリ七十九年ニ至  
法律学年第二期中リシコンソルス、イン<sup>(\*)</sup>ニ於テ挙行セシ試験ニ  
合格セシコヲ証ス

千八百七十九年一月十日

会長 スペンサー、エチ、ウラルポール

会議員

ジエームス、アンダーソン  
エー、ジエー、マーテン  
(法律学会四院ノ印)

印

(欄外注記2)

(朱書)  
〔学第千二百六十九号〕

在英国留学生櫻井鏡二外兩名学業之件ニ涉リ留学生監督正木退  
蔵ヨリ別紙写之通開陳候ニ付御一覽ノ為及廻付候此旨申進候也

明治十二年九月十九日 文部省学務課長 九鬼隆一

東京大学法理文学部総理御中

(欄外注記3)

一今般倫敦ユニバシチーコレージュ校ニ於テ織物会社エキシビ  
ション<sup>(\*)</sup>ト称スル化学物理学合併シ臨時試験<sup>是ハ該会社ヨリ毎年  
右両学ニ附納セル賞</sup>

金交付ノ試験奨勸ノ為有之候処在学化学学生徒櫻井鏡二其第一等ニ合

格シ英金五十磅之賞金ヲ二ヶ年間領収スヘキ事公告有之且又

法学生徒入江陳重向坂兌兩人共当学期之終リニ於テ<sup>(\*)</sup>ミッド

ルテンブル法學処之卒業大試験ニ合格シ既ニ英国法律士之准

許ヲ得候右ハ近日年報ヲ以テ縷々可及上申候得共預メ開陳致

置候也

明治十二年七月五日

留学生監督 正木退蔵

文部大輔 田中不二磨殿

(欄外注記1)

(朱書)

〔乙四百九十号 十月廿七日受〕

(欄外注記2)

〔内川門〕

(欄外注記3)

〔内川門〕

④

〔文部省上申同課諸往復〕明治十二年甲、④A 27〕